

■鹿児島県登録の建築士事務所に対する監督処分

処分年月日	事務所の名称, 所在地, 開設者の名称及びその代表者の氏名	建築士事務所種別	建築士事務所登録番号	処分等の内容	処分の原因となった事実
令和4年3月30日	文建設計 鹿児島市西陵七丁目10-1 中村 文雄	一級	鹿児島県知事登録第1-2-3号	戒告	複数の業務において受託契約書を交付することなく業務に従事し, また, 工事監理報告書の保存を怠った。 このことは, 建築士法第26条第2項第1号に該当する。